

在宅ケアセンター新大宮
利用契約書
(居宅介護・重度訪問介護)

_____様(以下、「契約者」という)と 社会福祉法人七野会(以下、「事業者」という)は契約者が在宅ケアセンター新大宮から提供される居宅介護サービスについて、次のとおり契約します。

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、障害者総合支援法令の趣旨にしたがい、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護サービスを提供し、契約者は事業者に、それに対する料金を支払います。
- 2 事業者が契約者に対して実施する居宅介護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項は「居宅介護計画書」に定めるとおりとします。

(契約期間)

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の介護給付費支給満了までとします。
- 2 契約満了の7日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合は、契約は更新されたものとします。

(居宅介護計画の決定・変更)

- 第3条 事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って契約者の居宅介護計画を作成し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 2 事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者及び家族等から変更の要請があった場合に十分に協議をしたうえで居宅介護計画を変更するものとします。
- 3 事業者は、居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(居宅介護サービスの提供)

- 第4条 事業者は契約者の居宅に訪問介護員を派遣し、契約者に対して入浴・排泄・食事の介護、調理・洗濯・掃除・買物等の生活援助、その他日常生活上の世話を提供するものとします。
- 2 事業者が提供する訪問介護サービスの具体的内容については、別紙「重要事項説明書」及び「居宅介護計画書」のとおりとします。

(運営規程の遵守)

- 第5条 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供することとします。

- 2 契約における運営規程については、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解除することができます。

(利用料金の支払い)

第6条 契約者は、「重要事項説明書」に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

- 2 サービス利用料金は、1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

(サービス利用の変更)

第7条 契約者は利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施の24時間前までに事業者へ通知するように努めるものとします。

- 2 事業者はサービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

(利用料金の変更)

第8条 事業者は契約者に対して、1ヶ月までに文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができるものとします。

- 2 契約者は、前項の変更に参加することができない場合には本契約を解除することができるものとします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命・身体・生活環境の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、契約者に対する居宅介護サービスの実施について記録を作成し、契約終了後5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、居宅介護サービスを提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(損害賠償)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(契約の終了)

第11条 契約者は、本契約の有効期間中、契約希望終了日の7日前までに事業者に通知することによって、本契約を解除することができるものとします。但し、契約者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はこのかぎりではありません。

2 契約者は、事業者及びサービス従事者が以下の行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者及びサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者及びサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者及びサービス従事者が契約者もしくはその家族等に対して社会通念を著しく逸脱する行為を行った場合

3 事業者は契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告期間が30日を越えたにもかかわらずこれが支払われない場合。
- (2) 契約者もしくはその家族等が事業者及びサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの著しい不信行為を行った場合。

4 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了することとします。

- (1) 契約者が施設に入所した場合
- (2) 契約者の障害程度区分が自立と認定された場合
- (3) 契約者が死亡した場合

(苦情処理)

第12条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項については障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところを遵守し、事業者と契約者が誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所
氏名 印

署名代筆者 住所
氏名 印

(本人との関係)

住 所 京都市北区大北山長谷町5番地36
事業者 社会福祉法人 七野会
事業所名 在宅ケアセンター新大宮
代表者名 理事長 井上 ひろみ 印

「在宅ケアセンター新大宮」重要事項説明書

当事業所は御契約者に対して指定居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

在宅ケアセンター新大宮

京都市指定 第2610100071号

1. 事業者

法人名 社会福祉法人七野会
電話番号 075-466-5095
代表者氏名 理事長 井上 ひろみ
設立年月日 昭和60年 7月 24日

2. 事業所の概要

種類 居宅介護・重度訪問介護
事業の目的 指定居宅介護は、障害者総合支援法令に従い、ご契約者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
名称 在宅ケアセンター新大宮
所在地 京都市北区紫竹西南町65-34
電話番号 075-492-3979
管理者名 駒居 享生
運営方針 事業所の訪問介護員等のご契約者等の心身の特性をふまえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

開設年月日 平成 18年5月1日

3. 通常の事業の実施地域

京都市北区、上京区、中京区全域
右京区の丸太町通以北・府道29号以南・国道162号線以東の地域
左京区の北山通以南・高野川以西の地域
宝ヶ池通以西・松ヶ崎西山以南の地域

4. 営業日及び営業時間

営業日 日曜日～土曜日
営業時間 午前8時30分～午後5時30分

*訪問介護員の派遣は、24時間可能です。ご契約者、ご家族及び担当のケースワーカー、地域生活支援センター相談員と相談の上、派遣時間を決定いたします。

5. 職員の体制(職員の配置については指定基準を満たしております)

職種	資格	常勤	非常勤	職務の内容
管理者 (兼務)	介護福祉士	1名 (1名)		職員を指導監督し適切な事業の運営をはかるよう統括する
サービス提供責任者	介護福祉士 2級課程修了者	13名 (13名)		居宅介護の利用申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。
訪問介護員	介護福祉士	14名 (14名)	10名 (10名)	事業の目的にあたる内容を実施する
	訪問介護員養成研修 1級課程修了者	0名	0名	
	訪問介護員養成研修 2級課程修了者	1名 (1名)	8名 (8名)	

()内は、他業務と兼務している員数

6・利用負担について

利用者負担割合の判定方法は下表のとおりです。

所得区分		上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民非課税世帯		(利用者負担なし)
市民税課税世帯	18歳以上	所得割16万円未満
		所得割16万円以上
		9,300円
		37,200円

<居宅介護サービス費>

提供時間	身体介護が中心	提供時間	家事援助が中心
所要時間 30分未満	255単位	所要時間 30分未満	105単位
30分以上1時間未満	402単位	30分以上45分未満	152単位
1時間以上1時間30分未満	584単位	45分以上1時間未満	196単位
1時間30分以上2時間未満	666単位	1時間以上1時間15分未満	238単位
2時間以上2時間30分未満	750単位	1時間15分以上1時間30分未満	274単位

<重度訪問介護サービス費>

提供時間	入院や入所中以外で提供した場合
所要時間 1時間未満	185単位
1時間以上1時間30分未満	275単位
1時間30分以上2時間未満	367単位

2時間以上2時間30分未満	458単位
2時間30分以上3時間未満	550単位

☆初回加算（初回及び過去二月利用がない場合） 200単位

新規（もしくは過去二月居宅介護の提供を受けていない場合）に居宅介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した居宅介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

☆緊急時対応加算 100単位

利用者やその家族等から要請を受けて、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない居宅介護（身体介護）を月2回限度に行った場合。

☆特定事業所加算 I

全体の単位数に20%の加算が算定されます。

- ・上記、単位数に地域区分の10・60円をかけたものが介護給付費になります。
- ・上記サービスの利用に対しては、介護給付費が支給されます。介護給付費は、本事業所が代理受領いたしますので、契約者から受給者証の記載内容に基づき、所得区分に応じ国（京都市）が決定する額（利用者負担）をお支払いただきます。
- ・利用者負担額は国が上限を定めています。その為、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った介護給付費は、ご契約者に通知いたします。
- ・通常の事業の実施地域を越えてサービスを実施する場合には、交通費として以下の料金をいただきます。

片道1kmあたり 30円（税込料金）

- ・障害者自立支援からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用料金の変更をさせていただきます。
- ・居宅介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・利用者都合で前日17時以降のキャンセルが発生した場合、キャンセル料を以下の額の支払いを受けます。
 - (1) 訪問介護サービス 1回につき 690円（税込料金）
 - (2) 緊急入院など、やむを得ず連絡ができなかった場合は除く。

7. 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

- ・事業所に直接お支払い
- ・郵便振替で送金

口座 「01020-9-82287」 社会福祉法人 七野会
・指定郵便口座からの自動引き落とし

8. サービス利用の変更

契約者の都合により、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には実施日の前日17時前までに事業者申し出てください。尚、変更、追加につきましては、訪問介護員の稼働状況等を見ながらご契約者と協議をさせていただきます。

9. 秘密の保持

- ・事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ・事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

10. サービス提供中の事故発生時の対応について

- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
- ・事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市へ報告いたします。

11. 損害賠償について

- ・当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ・ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

12. 苦情・相談の受け付け

- ・当事業所ではご契約者またはご家族の方からの苦情・相談の受け付けをおこなっています。

所在地 京都市北区紫竹西南町65-34
電話番号 075-492-3979
FAX 075-492-3983
苦情受付担当者 サービス提供責任者 五十嵐敏男
苦情解決責任者 管理者 駒居 享生
受付時間 終日

- ・運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付
第三者委員

小川 栄二（元立命館大学特任教授）
藤松 素子（佛教大学教授） 電話 075-491-2141（佛教大学）

原田 眞美（認知症の人と家族の会京都府支部世話人）

電話 050-5358-6580

（認知症の人と家族の会京都府支部）

・尚、当事業所以外にも相談支援専門員、各区役所、国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けています。

- ・京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-432-1366
- ・京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-441-5106
- ・京都市右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-861-1451
- ・京都市左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-702-1131
- ・京都市中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-812-2566
- ・国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090

13・第三者評価の実施状況 無

令和 年 月 日

指定居宅介護サービスの開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行い交付しました。

在宅ケアセンター新大宮

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて在宅ケアセンター新大宮から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始及び利用料の徴収について同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等において利用者及び家族の必要な個人情報の提供についても同意しました。

利用者 氏名

印

署名代筆者 氏名

印

（本人との関係）